

エランコジャパン労働組合

UNION NEWS <4月特別号>

従業員代表制と過半数労働組合

■『従業員代表』とはどういう存在なのか？

従業員の過半数で組織する労働組合がない事業所は、時間外労働に関する協定などの労使協定を締結する際、従業員の過半数を代表する者を従業員代表として締結することが定められています。また就業規則を作成・変更する際にも、従業員代表の意見を求めなければなりません。これを「従業員代表制」といいます。(※1)

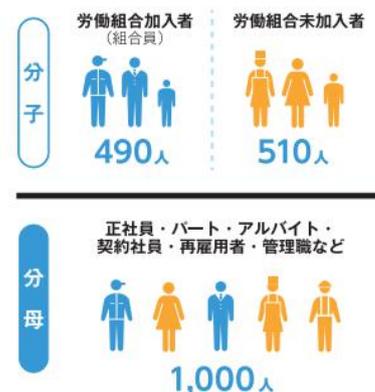


従業員代表の選出については、労働基準法施行規則第6条の2に基づいて、(1) 労基法の規定する監督または管理の地位にある者ではないこと、(2) 代表選出の目的を明らかにした上で、投票や挙手など民主的手続きによって選出された者であること、という2つの要件を満たす必要があります。「監督または管理の地位」とは、経営者と一体的な立場にある状態を指し、肩書きや名称に関係なく、その実態で判断される。また使用者は選出された従業員代表に対して、過半数の代表であること、あるいは過半数代表になろうとしたことを理由に、不利益な取り扱いをしてはいけません。

■従業員の過半数を組織する労働組合 『過半数労働組合』

事業場に使用されているすべての労働者の過半数で組織する組合である事が要件となります。正社員だけでなく、パートやアルバイト等を含めた事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合。

労働基準法などは、36協定などの労使協定を、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合（過半数労働組合）がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と締結することを使用者に求めています。また、就業規則の作成または変更についても、過半数労働組合がある場合はその労働組合、過半数労働組合がない場合は過半数代表者の意見を聴かなければならないこととされています。労働基準法は、使用者が守らなければならない労働条件の最低基準を定め、法律に違反した場合は罰則も設けています。しかし、過半数代表（過半数労働組合または過半数代表者）と労使協定を締結した場合には、たとえば36協定であれば、労働基準法第32条の法定労働時間を超えて働かせて



も、労働基準法第 32 条違反とはならなくなるなど、過半数代表には法律上、一定の役割を適切に果たすことが期待されています。

このようなどとも重要な協約の締結を現在は従業員代表 1 名が判断し行っています。労働組合として『個の判断ではなく』、組合として『団体の判断で』協議し締結する必要があると考えています。そのためにも過半数労働組合を目指し加入拡大を進めております。

https://www.jugc-1949.jp/ku13.51805020.86/1.CC.D186/wP-CORPORATE/UTD/05/2019/01/P1.PDF_KA.NA.1044.PDF

<参考> 過半数代表が関与する制度 (※2)

I 個別的労働関係法

	制度の概要	根拠条文	関与の様様	適用単位	機能による分類 ^(※1)
○ 労働時間					
1	1か月単位の変形労働時間制の導入	労働基準法 32の2①	労使協定	事業場	法定基準の解除
2	フレックスタイム制の導入および労働時間の限度	労働基準法 32の3,3③	労使協定	事業場	法定基準の解除
3	1年単位の変形労働時間制の導入	労働基準法 32の4①	労使協定	事業場	法定基準の解除
4	1週間単位の非典型的変形労働時間制の導入	労働基準法 32の5①	労使協定	事業場	法定基準の解除
5	一斉休憩付与適用除外	労働基準法 34②ただし書	労使協定	事業場	法定基準の解除
6	時間外及び休日の労働	労働基準法 36①～④	労使協定	事業場	法定基準の解除
7	事業場外労働制に係る労働時間の算定	労働基準法 38の2②	労使協定	事業場	法定基準の解除
8	専門業務型裁量労働制の導入	労働基準法 38の3①	労使協定	事業場	法定基準の解除
9	労使委員会の設置(企画業務型裁量労働制の導入,労働時間等に関する規定の適用除外)	労働基準法 38の4②～④の2②	委員の指名	事業場	法定基準の解除 ^(※2)
10	労働時間等設定改善委員会の設置	労働時間等設定改善法 7①～	委員の推薦	事業場	法定基準の解除 ^(※2)
11	衛生委員会等を労働時間等設定改善委員会とみなす手続	労働時間等設定改善法 7②	労使協定	事業場	法定基準の解除 ^(※2)
12	3歳未満の子を養育する労働者から請求があった場合の所定外労働の免除	育児介護休業法 16の6①	労使協定	事業所	法定基準の解除
13	3歳未満の子を養育する労働者からの申出に基づく所定労働時間の短縮措置等	育児介護休業法 23①ただし書	労使協定	事業所	法定基準の解除
○ 休暇・休業					
14	年次有給休暇の時間単位付与	労働基準法 39④	労使協定	事業場	法定基準の解除
15	年次有給休暇の計画的付与	労働基準法 39⑤	労使協定	事業場	法定基準の解除
16	育児・介護休業をすることができない労働者に関する定め	育児介護休業法 6①ただし書,12②で使用する6①ただし書	労使協定	事業所	法定基準の解除
17	子の看護休暇,介護休暇を取得することができない労働者に関する定め	育児介護休業法 6③②-16③②で使用する6①ただし書	労使協定	事業所	法定基準の解除
○ 賃金・退職手当					
18	賃金の一部控除	労働基準法 24①ただし書	労使協定	事業場	法定基準の解除
19	割増賃金の支払に代えた代替休暇	労働基準法 37③	労使協定	事業場	法定基準の解除
20	年次有給休暇中の賃金の定め	労働基準法 39②ただし書	労使協定	事業場	法定基準の解除
21	法定の退職手当保全措置によらない旨の定め	賃金支払確保法施行規則 4①五	労使協定	単位の明示なし	法定基準の解除
22	退職手当保全措置を講ずべき額の設定	賃金支払確保法施行規則 5三	労使協定	単位の明示なし	政策目的
23	退職手当保全委員会構成員	賃金支払確保法施行規則 5の2②で使用する5の2①	委員の推薦	単位の明示なし	政策目的
○ 労働安全衛生					
24	安全委員会(衛生委員会・安全衛生委員会)	労働安全衛生法 17③,18③で使用する17②,19④で使用する17③	委員の推薦	事業場	政策目的
25	安全衛生改善計画の作成に係る意見聴取	労働安全衛生法 78②	意見聴取	事業場	政策目的
○ 貯蓄金・財形					
26	貯蓄金の管理	労働基準法 18②	労使協定	事業場	法的基準の解除
27	預金保全委員会構成員	賃金支払確保法施行規則 2②一	委員の推薦	単位の明示なし	政策目的
28	財形給付金契約の締結	勤労者財産形成促進法 6の2②	書面による合意	事業場	政策目的
29	財形基金の設立発起等	勤労者財産形成促進法 7の8①	書面による合意	事業場	政策目的
30	財形基金の設立事業場の増加	勤労者財産形成促進法 7の25①	同意	事業場	政策目的
31	財形預入れに係る金額の船員の賃金からの控除	勤労者財産形成促進法 16②	書面による協定	事業場の船員	政策目的
32	財形契約に係る信託の受益者等となる資格の決定	勤労者財産形成促進法施行令 16	書面による合意	事業場	政策目的
33	財形契約に係る勤労者一人当たり一年につき払い込む信託金等の上限額の決定	勤労者財産形成促進法施行令 17③	書面による合意	事業場	政策目的
○ その他(就業規則等)					
34	就業規則の作成・変更	労働基準法 90①	意見聴取	事業場	労働条件規制
35	短時間労働者に係る事項についての就業規則の作成・変更	パート・有期法 7	意見聴取	短時間労働者・有期契約労働者が雇用される事業所	労働条件規制
36	寄宿舎規則の作成・変更	労働基準法 95②	同意	寄宿舎	労働条件規制

出所:労働政策研究・研修機構「様々な雇用形態にある者を含む労働者全体の意見集約のための集団的労使関係法制に関する研究会 報告書」(2013年7月)をもとに適合作成

II 労働市場法

	制度の概要	根拠条文	関与の様態	適用単位	機能による分類
○ 労働市場					
1	事業規模の縮小等により離職する労働者の再就職援助計画の作成	労働施策総合推進法 24⑦	意見聴取	事業所	政策目的
2	事業所単位で3年を超えて派遣労働者を受け入れる場合の手続	労働者派遣法 40②③	通知、意見聴取	派遣先の事業所	政策目的
3	継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準	高齢者雇用安定法 9②(改正法附則 ③)	労使協定	事業所	政策目的
4	所屬等により離職する高齢者等の再就職援助措置、再就職援助担当者の業務遂行に係る事項	高齢者雇用安定法施行規則 6の3①、6の4②	意見聴取	事業所	政策目的
5	派遣労働者に係る事項についての就業規則の作成・変更	労働者派遣法36⑦6	意見聴取	派遣元の事業所	労働条件規則
○ 助成金等の支給要件					
6	雇用保険の雇用継続給付(高齢者見介連)支給申請手続の使用者による代理	雇用保険法施行規則 101の8、101の15、102で準用する101の8	労使協定	事業所	政策目的
7	雇用調整助成金の支給要件としての休業等、出向の実施に関する協定	雇用保険法施行規則 102の3①ニイ(4)、④	労使協定	事業所	政策目的
8	労働移動支援助成金の支給要件としての再就職援助計画、求職活動支援基本計画書の作成	雇用保険法施行規則 102の5②一ハ、二ハ	同意	事業所	政策目的
9	キャリア形成促進助成金の支給要件としての事業内職業能力開発計画の作成	雇用保険法施行規則 125①イ(1)	意見聴取	事業所	政策目的

III その他(企業組織再編・倒産・企業年金関係)

	制度の概要	根拠条文	関与の様態	適用単位	機能による分類
○ 企業組織再編					
1	会社分割に当たっての労働者の理解と協力	労働契約承継法 7、労働契約承継法施行規則 4	協議その他これに準ずる方法	企業における全ての事業場	政策目的
○ 倒産					
2	破産手続開始の際の公告	破産法 32③四	裁判所からの通知	企業	政策目的
3	更生手続、再生手続開始の申立てに対する決定手続	会社更生法 22①、民事再生法 24②	裁判所による意見聴取	企業	政策目的
4	破産手続、更生手続、再生手続における債権者集会等の期日	破産法 136③、会社更生法 115③、民事再生法 115③、212③	裁判所からの通知	企業	政策目的
5	更生会社、再生会社の債権者集会等における財産状況の報告	会社更生法 85③、民事再生法 126③	委員会における意見聴取	企業	政策目的
6	更正計画案、再生計画案の裁判所への提出後の手続	会社更生法 188、民事再生法 168	裁判所による意見聴取	企業	政策目的
7	更正計画、再生計画の認可・不認可に関する手続	会社更生法 199⑤、民事再生法 174⑤	裁判所への意見聴取	企業	政策目的
8	更正計画、再生計画の認可・不認可の決定	会社更生法 199⑦、民事再生法 174⑤	裁判所からの通知	企業	政策目的
9	再生債権者等による簡易再生の申立て	民事再生法 211②	通知	企業	政策目的
10	特別清算、破産手続、更生手続、再生手続開始後の事業譲渡に係る裁判所の許可	会社法 896②、破産法 78③、会社更生法 46③、民事再生法 42③	裁判所による意見聴取	企業	政策目的
11	他の倒産処理手続への移行((再生→更正)など)許可の申立てに対する決定	会社更生法 248③、民事再生法 248③	裁判所による意見聴取	企業	政策目的
○ 確定給付企業年金					
12	確定給付企業年金に係る規約の作成・変更	確定給付企業年金法 3①、6②	同意	適用事業所	政策目的
13	確定給付企業年金(規約型企業年金)の統合・分割・終了	確定給付企業年金法 74③、75③で準用する74②、84①	同意	適用事業所	政策目的
14	確定給付企業年金の実施事業所の増減	確定給付企業年金法 78①	同意	適用事業所	政策目的
15	他の確定給付企業年金等への給付の支給に関する権利義務の移転	確定給付企業年金法 79④	同意	適用事業所	政策目的
16	他の制度への移行(規約型企業年金から企業年金基金等)	確定給付企業年金法 80③-81③	同意	適用事業所	政策目的
○ 確定拠出年金					
17	企業型年金規約の作成・変更	確定拠出年金法 3①、5②	同意	適用事業所	政策目的
18	企業型年金の終了	確定拠出年金法 46①	同意	適用事業所	政策目的

出所:労働政策研究・研修機構「様々な雇用形態にある者を含む労働者全体の意見集約のための集团的労使関係法制に関する研究会 報告書」(2013年7月)をもとに連合作成

(※1)<https://jinjibu.jp/keyword/det/301/>

(※2)<https://www.jichiro-hokkaido.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2018/11/76073674b416cf11bf419ec9809067af.pdf>